

大阪地方裁判所委員会（第30回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

10月30日（水）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成25年10月30日（水）午後1時30分から午後4時50分まで

2 場所

大阪地方裁判所第一会議室

3 出席者

（委員）犬伏一人，栄藤利之，木村岐代子，谷口美樹子，戸部義人，中窪和弘，野原隆司，松田岳士，山田一信，森恵一，岩山伸二，中川博之，二本松利忠（敬称略）

（説明者）丹生光雄，山田陽三，小海隆則

（事務担当者）小野憲一，谷川佳史，山田和弘，高木忠弘

（庶務）吉田隆樹，西名裕

4 配布資料

専門委員の手引，専門委員制度について（最高裁判所ウェブサイト）

5 議題

社会の高度化に対する裁判所の対応について

6 議事

（委員長： 委員（学識経験者）： 委員（法曹関係者）： 説明者，事務担当者及び庶務： ）

(1) 委員異動報告及び自己紹介(犬伏委員)

- (2) 委員長の挨拶
- (3) 山田陽三部総括裁判官説明（社会の高度化と裁判所）
- (4) 小海隆則部総括裁判官及び丹上光雄専門委員説明（専門委員による説明が行われた一事例）
- (5) 質疑応答
- (6) 意見交換



：皆さんが従事されている分野で，社会の高度化に対して，どう対応しているのかを御紹介いただきながら，裁判所が行っていることについてどう考え，また，今後裁判所はどう対応していくべきか，御意見を頂戴したい。まず，山田部総括裁判官の説明に関して，御感想や御意見があればお伺いしたい。

：IT関係や為替関係で，実際にどのような裁判が起こされているのか伺いたい。

：IT関係では，ソフトウェアの開発を頼んだが，思ったとおりのものが出来上がらなかったといった事案が多い。もっとも，ソフトウェアの開発関連訴訟では，ソースコードの解析などが問題になることは少なく，実は契約の解釈の問題であることが多い。為替デリバティブ関係で，円安傾向を前提とした金融商品を銀行が提供したが，円高になり，多くの中小企業が損をしたという事例があったが，こういった場合も，どこに銀行側の落ち度があったのか，商品の仕組みを知らなければわからないので，専門家の助力を得る必要がある。

：IT関係で典型的な訴訟は、システム開発委託契約の債務不履行に基づく損害賠償や請負代金に関する訴訟などがある。他の専門訴訟としては、機械、プラント、土木の特殊な調査に関する訴訟などがある。また、医事関係、建築関係の訴訟は、かなり多い。

：現在、金融商品に関する事件は、大阪地裁では、20件ほど係属している。

：医療事故は、交通事故の3倍はあると言われている。専門家を呼んで裁判を進める専門委員制度は良い制度だと思う。ただし、専門委員が、中立的な立場で話すのは、なかなか難しいと思う。専門部を設置し、基本的なところを裁判官も勉強していただければ、医者が専門委員として説明する場合にも、説明がしやすい。

：病院にも、いろいろな科などがあり、現状としては、部署がかなり細分化されていると思うが、そういった現状に対して、病院は、どう対応されておられるのか。

：細分化により、隣の部署のことがあまり見えないという問題があり、現在、横の連携を密にすることが、非常に重要になってきている。お互いの領域を理解するよう努めなければならない。現在は、部署同士はもちろん、病院同士、病院と診療所、看護師との連携も重視されてきている。

：社会の高度化に伴い、消費生活センターの相談内容に変化は生じてきているのか。変化が生じているのであれば、どのように対応しておられるのか。

：アダルト系サイトの不当請求に応じて支払をしてしまう事例や、子供がゲーム内で多額の請求を受けている事例などがある。IT関係では、子供が被害を受けていることに親が気付きにくい。IT関係の被害事例に対応するため、国民生活センター、大阪府及び各消費者団体が、随時、勉強会を開いている。東京や大阪は勉強会が豊富に開かれているが、地方ではあまり開かれておらず、大都市と地方で、情報格差が生じている。

：社会の高度化に伴って、民間企業では何か問題が生じているか伺いたい。

：IT関係では、プログラムの更新に関して、100点のものが出来上がらない

場合もあるが、基本的にはその業者と話し合うことで解決しているので、企業間取引においては、紛争は表に出てこない場合が多いと思う。先ほどの発言にあった消費者の被害事例の件だが、そのように相手が見えない事例の場合、誰がどう対処するのだろうか。

：現在は、お金を銀行口座に振り込ませずに、被害者のところまで、直接取りに来る。相手は、法人登記もしていない会社であることが多いので、その実態が見えない。最終的には、警察に頑張ってもらうしかないのではないかと思う。

：社会の高度化に伴い、建築関係の裁判で変化はあるのだろうか。

：私は木造の住宅を専門としているので、木造住宅の事件で調停委員として調停に入ることが多いことから、あまり社会の高度化による変化というものは感じていない。建築には、大きく分けて、建築意匠、建築構造及び建築設備の分野があるが、私は、建築意匠の関係を専門としているので、構造に特化した事件、設備に特化した事件の場合は、その分野の専門の調停委員にも入っていただいたりしている。

：技術士とは、どういった分野をカバーしている資格なのか伺いたい。

：技術士には、機械、農業、環境、建設など21の部門がある。私の専門は、化学である。公益社団法人日本技術士会という団体があり、各地にその支部がある。その他に、公益社団法人大阪技術振興協会という団体がある。日本技術士会と最高裁が話し合いを行い、技術士の中に調停委員や専門委員を希望する人がいれば、その中から、技術士の調停委員や専門委員が選任されている。

：技術士が専門委員の給源になっているというお話だが、現在、大阪地方裁判所では、21部門全ての技術士の方が、専門委員として任命されているのか。

：全ての部門をカバーしているわけではなく、専門委員を必要とする事件が提起される都度、その事件に合った専門委員を任命し、少しずつ増えているという状況にある。

：専門分野が細分化し、情報量が増えて、理解が難しい事柄が増えているが、各

分野でどう対応しているのか。特に新聞社などは、どう対応しておられるのか伺いたい。

：新聞記者も、各専門分野においては、素人である。信頼される記事を書くために、その道の専門家を探し出して、いろいろな立場の人の話をよく聞いて、記事を書く。一人の専門家だけではなく、いろいろな人の意見を聞くよう指示をしている。取材メモなどを確認しながら、なるべく中立的な記事を書くようにしている。我々が一番特徴的なのは、いつどのようなテーマが出てくるかわからないところである。最近では、食材偽装のニュースがあるが、景品表示法に違反するのかどうかといった点が問題になっている。インターネットで調べたり、専門家に意見を聞いたり、消費者庁に聞いたりして、知識を得ながら、日々記事を書いている。

：特定の分野に強い記者を育成すべきであるという要請は、新聞社内にあるのだろうか。

：新聞社にも、科学部、経済部、文化生活部、運動部、社会部があるが、専門記者を育成することは、課題になっている。医療分野を中心に、専門記者育成の取組は、実を結びつつある。

：その道の中立的な専門家をどうやって見つけているのか伺いたい。

：過去の記事を検索することにより、この人はこういう意見を持っているといった予備知識を持つことができる。しかし、中立的な専門家を見つけることは非常に難しく、全く違う意見が出てくれば、両方の意見を載せるという場合も多い。

：中立的な説明をしてもらえる専門家や本当のその道のエキスパートを、裁判所がどのようにして見つけていくのかという点について、大阪地方裁判所の現状はどうだろうか。

：いくつかのルートは確保されているが、それ以外となると、当事者から得た情報、鑑定事例集からの情報、調停委員からの情報など限られた情報の中でアクセスしている。専門委員自身に他の方を紹介してもらおうという場合もあるが、専門家に

関する幅広く良い情報を得るのは、難しい。

：学問は、かなり細分化が進んでいる。細分化により、学問が深まるという良い側面もあるが、幅広さを失うと、いずれは停滞する。大学の研究者は、深さと広さの両方を求める。昨今、基礎化学について、18世紀、19世紀の大発見に比べれば、最近のノーベル賞はテーマが小さいということが言われる。現実に行っている問題と、研究者が日頃取り組んでいる問題とでは、かなり大きな開きがある。専門家として一般的な意見を言うことは出来るかもしれないが、それが係争の解決に結びつくようなヒントになるかは、なかなか難しい。公平性を保つために、複数の意見を聞くことは、大変良いことだと思う。学术论文の審査においては、必ず複数の審査員が審査する。

：複数鑑定は、裁判所も採用しているところである。専門委員の場合でも、複数の専門委員に参与していただくことがある。

：専門的な知識がないと、捜査が困難となる事件は沢山ある。専門的な知識を補充するためには、その道の専門家に聞くのが一番である。検察官の場合、捜査段階において、誰からどういう目的で必要事項を聴取するかという点に大きな制約はないので、その分野に詳しい専門家を探し出して聞くことになる。上級庁等がそうした情報を持っていることもあるので、そうした情報も活用しながら、種々の専門家にアクセスし、直接話を聞きに行ったりする。経済取引に絡む事件で、理解が困難な場合、被疑者や事件関係者が取引の仕組みに一番精通していることから、事案によっては、被疑者等に教わることもあろう。私自身、検察官に任官間もない頃、海外先物取引の事件を担当したことがあったが、当時は海外先物取引がどういう仕組みのものなのかということすら理解できておらず、最も身近な専門家が被疑者であったことから、取引の基本的知識を被疑者に教わったということもあった。若い検察官は、自らの知識不足を積極的に補おうとせず独自の判断で勝手に解釈してしまうことがなきにしもあらずなので、様々な人の意見を聞いて知識を深めるよう指導

している。検察官は、事件処理に際して最終的に判断する責任があるので、ある事件についてどのような点が何故問題になり得るのかという点を知りたい場合には、様々な専門家から率直な意見を聞き、最終的にそれらを自分なりに総合して判断することになるので、個々の専門家に敢えて中立的な意見を無理に述べてもらう必要もない。

：民間企業においても、IT関係の相談の場合は、情報通信の部署の人と一緒に話を聞き、知的財産関係の相談の場合は、知的財産関係の部署の人と一緒に話を聞かないと論点がわからない。今日話を伺って、専門分野については、専門の人に教えてもらうという方向性が間違っていないことが確認できた。専門委員に参与してもらうことが多い分野や事案はあるのか。

：機械の分野については、当事者や調査官に聞けば、ある程度は理解できる。化学の分野については、専門委員に参与していただく事案が多いと思う。

：裁判所の説明を聞いて、気を付けないと、専門委員の意見に引っ張られてしまい、裁判官がミスリードしてしまう可能性があるのではないかという印象を受けた。裁判官には、専門委員をコントロールしたり、交通整理する能力が必要であると思う。今回の事例の結論は和解とのことだが、専門的な事案であればあるほど、和解の内容が、何らかの形で他の裁判にも生かせるような枠組みがあれば良い。

：ミスリードをしないようにするためには、あくまで謙虚に当事者や専門家の言い分に耳を傾ける必要がある。和解は非常に良い解決法だと思うが、当事者から出された資料のみで判断しているので、その判断がどこまで通用力があるかは、また別途問題となってくる。

：和解の情報を他の裁判に直接持っていくことは、民事訴訟の性質から難しいが、専門委員は、また同じような事案の処理に御協力いただく場合もあるので、その範囲で、次の裁判に役立つことになるのではないかと思う。

：アメリカは訴訟社会なので、IT関係やデリバティブ関係の訴訟に関する多く

の事例があると思うが、日本の裁判所も、そういったアメリカの事例を参考にすれば良いのではないか。

：アメリカの事例や制度について、裁判所も勉強していく必要があるので、また分かれば情報提供したい。

：専門委員が入ると、争点整理に非常に役立つとのことだが、当事者もある程度の専門知識を持って裁判に臨んでいるので、専門委員を関与させることで、逆に紛糾してしまう事例などはあるのか伺いたい。

：専門委員には、一般的な説明に徹していただきたいという立場の方と、専門委員から意見まで聞きたいという立場の方がいると思う。事件類型によっても異なるが、当事者がある程度専門的知識を持っている場合は、前者の傾向が強いと感じている。

：専門委員を関与させることに当事者の抵抗がある場合、裁判所側の対応としては、どのようなことを工夫されているのか伺いたい。

：必要な事件においては、専門委員に関与してもらい、自分たちの争点整理が正しいかを確認してもらいたいので、当事者には、その必要性を説明した上で、理解していただくよう努めている。

：専門委員としては、裁判所に指示された点のみを説明し、中立的な立場で職務を行っている。もし、私が、専門委員としてではなく、民事調停委員として参加している場合には、もう少しいろいろ発言することができると思う。偏った意見に裁判所が引っ張られないようにするために、専門委員を複数選任した方が良い事案もあるだろう。

：手続的には、裁判所と専門委員が話すというイメージではなく、当事者の前で専門委員に説明をしてもらい質問を受けるといったオープンな形で行っており、偏った意見に引っ張られるかもしれないという懸念には、一定の配慮をしている。

：専門委員を選任する場合、誰がイニシアチブをとっているのか。当事者主導な

のか，裁判所主導なのか。

：専門委員を関与させるかどうかは，当事者の意見を聞いた上で，裁判所が判断する。

：私が担当している知的財産事件では，裁判所がイニシアチブを取っている。

：当事者からの申請で，専門委員を選任することもあるのだろうか。

：制度として，そのことを排除するものではない。

：専門委員の関与に関し，和解手続については当事者の同意が必要だが，争点整理手続，証拠調べ手続では，当事者から意見を聴いた上で，裁判所が，専門委員を関与させる決定をする。企業対企業の裁判では，当事者が専門委員の関与に反対することもあると思うが，両当事者が反対又は一方当事者が反対の場合，どう裁判所は対応しているのか伺いたい。

：私は，今まで当事者に反対された経験はない。

：ある事案で，裁判所から専門委員を関与させてはどうかと水を向けたときに，当事者の一方が慎重になったということがあった。その際，裁判所が聞きたいことは何であるのかということ，紙に書いて示し，もし何か意見があれば書き加えてほしいと当事者双方に示した。当事者からは，こういった内容であれば専門委員を関与させても良いと，納得していただいたということがあった。

：一般的に，医療過誤訴訟において，専門委員を関与させることに当事者からの反対が強いという話があるが，大阪地方裁判所ではどうだろうか。

：現在，大阪地方裁判所では，そのような傾向はない。以前は，そのような傾向もあったようだが，現在，医療過誤訴訟における専門委員の関与は増えている。大阪地方裁判所では，専門委員を関与させる場合に，どこまで専門委員に聞いてよいかについて当事者からコンセンサスを得ている。単なる説明だけではなく，評価的説明とか意見まで専門委員に聞いてよいかについて当事者に確認したりすることもあり，その結果，専門委員の説明が事案の解明に役立ったり，和解に繋がっていっ

たりしている。

：専門委員を複数頼むことはあるのか。

：知的財産関係の裁判では複数関与が原則である。

：複数の専門委員を頼んだ方が、より客観性が確保されると思う。専門委員を一人関与させるべきか複数関与させるべきか、どのような点で判断しているのか。

：一般の民事事件では、専門委員は一人関与させるのが原則ではあるが、分野が異なる事項にまたがる事案の場合は、複数関与させる場合もある。医療事件で複数鑑定という例もあるので、実際に事例を見たことはないが、知的財産以外の分野においても、専門委員を複数選ぶこともあり得ると思う。

：少なくとも、医療事件については、専門委員を複数選ぶべきだと思う。

：弁護士サイドでも、先端分野の新しい情報を得ていく必要があり、私的な研究会や委員会の中の一部で取り上げたりしている。医事に関する委員会、労働に関する委員会、知的財産の実務研究会などがある。同じ事務所や近い事務所に、専門訴訟の経験のある弁護士がいれば、オンザジョブトレーニングという形で学んでいくことも多い。私的な研究会で、研究者の人に入ってもらい、勉強することが多い。実例に基づいた本日の説明は、大変有意義だった。

(7) 前々回及び前回の委員会における委員の御意見への取組について

：前々回の委員会で出された調停制度広報に関する取組状況について報告させていただきたい。前回の委員会で報告させていただいたもののほかは、次のとおりである。8月23日に大阪司法書士会が実施する研修に講師を派遣し、「民事調停の実務」と題した講義を行った。参加者は270人であった。今後、12月4日に、弁護士会が実施する研修に講師を派遣し、講義を行う予定である。また、12月18日に、法テラスの情報提供職員（消費生活アドバイザー）及び事務局職員を対象にした研修に講師を派遣し、調停制度を中心に講義を行う予定である。来年1月22日に、大阪府下の消費生活相談員（消費者行政担当職員を含めて40人から50人程度）を対象に、

調停制度の説明会を開催する予定である。この関係では、委員から、大阪府消費生活センターの窓口となっていたただける方の御紹介をいただいたので、この場を借りて、感謝申し上げたい。次に、前回の委員会で出された判事補の育成に関する取組については、議事録を作成して閲覧に供している。また、今後、裁判官の集まる場で、裁判官に伝える予定である。

：大阪地方裁判所では、調停制度の利用拡大に向けて、序をあげて取り組んでいるが、具体的に、どういう成果があげられるか、また、改めてご報告させていただきたいと思っている。

7 次回のテーマ

新館見学，裁判員裁判における裁判員選任手続の現状と課題

8 次回期日

平成26年2月27日（木）